別 紙 ３

確認書

（あて先）千葉市長

　　　年度において、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金の交付を受けるに当たり、千葉大亥鼻イノベーションプラザを退去する場合、引続き千葉市内で、事務所、事業所又は生産拠点を置いて事業を計画していることを確約します。

なお、上記の確約を違え、千葉大亥鼻イノベーションプラザ退去後、当方の事由により千葉市内に事務所、事業所又は生産拠点を置いて事業できない場合には、入居期間中に交付された千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金を返還することに同意します。

　　年　　月　　日

　住　　　所

　名　　　称

　代表者氏名　　　　　　　　　　 　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　　（※）法人の場合は、原則として記名押印が必要です。法人以外でも

　　　　 　　 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。